

従事日数内訳(見込)証明書

勤務先(事業所)が作成する書類

(同じ期間に複数の事業所に所属している方が「実務経験証明書」に加えて作成する書類)
※ 本証明書の内容について、就労先、事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、無効となり刑法上の罪に問われる場合があります。

受験者の皆様

- ① この「従事日数内訳(見込)証明書」は、勤務先(事業所)が作成する書類です。
- ② 勤務先(事業所)に「実務経験証明書」作成依頼書を提示して証明書の作成を依頼してください。
- ③ 同じ期間に複数の事業所に所属(掛け持ち)している場合のみ記入し、「実務経験証明書」と一緒に必ず「従事日数内訳証明書」の作成も依頼してください。

事業所の証明書作成ご担当者様

実務経験証明書(従事日数内訳証明書)は、試験センターホームページの作成支援ツールから作成・印刷し、依頼者へお渡しください。

(URL) <https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

従事日数内訳証明書が必要な場合

同じ期間に複数の事業所に所属(掛け持ち)している場合

		令和8年					
事業所名	職種	1月	2月	3月	4月	5月	6月
Y 訪問介護事業所	訪問介護員	→					
Z 訪問介護事業所	訪問介護員		→				

—ここが掛け持ち—

↳この期間のみ「従事日数内訳証明書」が必要

- ※ 証明する施設事業所：Y訪問介護事業所・Z訪問介護事業所の2か所
提出する書類：「実務経験証明書」2枚、「従事日数内訳証明書」2枚

「従事日数内訳証明書」に記載した期間に実務経験見込期間が含まれている場合

- (ア) 申込時：実務経験を満たす日までを記載してください。
- (イ) 再提出：見込みで証明した期間が経過し、実務経験を満たした時点で、令和9年4月9日(金)までに「実務経験証明書」と一緒に、再度、「従事日数内訳証明書」を作成してください。

【富士愛さんの例】

富士愛さんは2か所の事業所に所属しており、令和9年3月31日で実務経験を満たす予定です。

A 訪問介護事業所 令和6年4月1日～令和8年10月20日

B 訪問介護事業所 令和8年5月1日～令和9年3月31日

【証明書作成日】 令和8年8月25日

		令和8年												
事業所名	職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
A 訪問介護事業所	訪問介護員	→												
B 訪問介護事業所	訪問介護員					→								

—掛け持ち期間—

留意事項

- ① 2事業所の「従事日数内訳証明書」を作成する期間
2事業所とも、5月1日～10月20日までの掛け持ち期間の証明が必要です。
- ② 見込期間が含まれている「従事日数内訳証明書」の作成
【証明書作成日まででなく、2事業所の所属が重複する期間まで従事日数を見込んで作成】
5月1日～8月25日まででなく、5月1日～10月20日まで必要です。
- ③ 実務経験を満たしたら「従事日数内訳証明書」を改めて作成し提出
見込みで証明した期間が経過し、実務経験を満たした時点で、2事業所とも5月1日～10月20日までの確定した証明書を改めて作成してください(「実務経験証明書」も改めて作成する)。

●実務経験について

- 1 **Q** 受験するために、実務経験はどのくらい必要ですか。
A 試験実施年度の3月31日までに、実務経験の対象となる施設（事業）及び職種での「従業期間」が3年以上（1,095日以上）、かつ「従事日数」が540日以上必要です。
なお、特例高校等の卒業の方が必要な実務経験は、実務経験の対象となる施設（事業）及び職種での「従業期間」が9ヶ月以上（273日以上）、かつ「従事日数」が135日以上です。
- 2 **Q** 実務経験証明書作成時に実務経験を満たしていなくても受験を申し込むことはできますか。
A 試験実施年度の3月31日までに従業期間・従事日数が必要日以上となる見込みの方は、「実務経験見込」として申し込みできます。
- 3 **Q** 「従業期間」とは、どのような期間のことですか。
A 実務経験の対象となる施設（事業）及び職種で在職した期間（「産休、育休、病休」等の休職期間を含む）のことです。
- 4 **Q** 「従事日数」とは、どのような日数のことですか。
A 「従業期間」の内、介護等の業務に従事した日数（出勤日数）です。（休暇、欠勤、出張、研修等実際に介護等の業務に従事しない日数は、含まれません）
- 5 **Q** 「従事日数」は540日以上を満たすのですが、「従業期間」は3年以上（1,095日以上）ありません。「従事日数」を満たしていればよいですか。
A 「従業期間」と「従事日数」の両方を満たす必要があります。
- 6 **Q** 「従事日数」を計算する際に、夜間勤務は1日と計算するのですか。それとも2日と計算するのですか。
A 事業所の雇用、就業規程に基づいて、計算していただいて結構です。
1日の勤務時間は問いません。
- 7 **Q** 雇用形態が非常勤ですが、対象となりますか。
A 対象となる「職種」で雇用されていれば、非常勤（パート、アルバイト）でも対象です。
- 8 **Q** A事業所を退社して、B施設に入社しました。その後、B施設から、C施設に異動しました。「従業期間」、「従事日数」は合算して実務経験とすることはできますか。
A A、B、Cにおいて対象となる「施設（事業）」、「職種」で雇用されていれば、「従業期間」、「従事日数」はすべて合算できます。
- 9 **Q** X事業所と、Y施設と同じ期間に複数の事業所に所属して働いている場合の計算は、どうすればよいですか。
A 同じ日に複数の事業所で介護等の業務を行なった場合、「従業期間」、「従事日数」は1日として扱います。
- 10 **Q** 現在、福祉の仕事をしていませんが、過去に福祉の仕事をしていました。受験申し込み時に福祉の仕事に就いていなくても、過去の実務経験は有効ですか。
A 過去に対象となる「施設（事業）」「職種」で雇用されていれば、有効です。
- 11 **Q** 過去に10年間介護等の業務に従事していました。受験する際には10年間全部の証明が必要ですか。
A 実務経験に必要な期間（「従業期間」3年以上（1,095日以上）かつ「従事日数」540日以上）の証明があれば結構です。

●実務経験証明書について

1 **Q** 実務経験証明書の記載に誤りがありました。どのように訂正すればよいですか。

A 訂正する場合は、受験者本人ではなく、法人・事業所の判断により二重線で訂正してください。訂正印は不要です。

2 **Q** 過去に勤務していた施設、事業所から発行された実務経験証明書の氏名・本人住所が当時の情報で記載されているため現在と異なります。どうすればよいですか。

A 氏名を旧姓で証明された場合、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。本人住所は、現在と異なっても、特に必要な書類はありません。

3 **Q** 過去に、実務経験を満たした実務経験証明書を提出して受験し、不合格でした。今回の受験申し込み時に再度、実務経験証明書の提出は必要ですか。

A 不要です。

4 **Q** 施設、事業所が廃業した等で実務経験証明書を作成してもらえません。どうすればよいですか。

A 詳しくは、廃業した施設・事業所の実務経験について（48ページ）をご覧ください。

●従事日数内訳証明書について

1 **Q** 従事日数内訳証明書は、どのような場合に必要ですか。

A 従事日数内訳証明書は、同じ期間に複数の事業所に所属している場合に必要です。必ず「実務経験証明書」と一緒に提出してください。

2 **Q** 実務経験「見込み」で受験申し込みをする際の従事日数内訳証明書の作成方法がわかりません。

A 過去の勤務実績や労働条件をもとに、今後の出勤日を推測して、実務経験を満たす日までを記載してください。